

第5回ちょっと気になる七夕人権考座

差別の現実に深く学ぶ

2022年3月8日

小郡市生涯学習センター

(+オンライン)

西日本新聞 前田 隆夫

きょう伝えたいこと

- 「部落差別は現在進行形」を当たり前
- 部落差別の認識・理解度は地域差が大きい
- 部落差別解消推進法を「生きた法律」にする
- 人権教育は「学校でも、地域社会でも」
- 意識を変える「人の出会い」が大切

部落差別に対する若者の認識

(学校で部落差別について学びましたか?)

- 中学、高校で毎年授業を受けた
- 授業で当事者から話（結婚差別や就職差別）を聞いたことがある
- 「解放令」「水平社宣言」の言葉は知っているが、経緯を理解していない
- 江戸時代の身分制は習った。差別の実情は知らない
- 人権教育の授業はあったが、テーマはLGBTで部落差別はなかった
- 学校でまったく学ばなかった

(差別の実態を説明すると……)

- 差別の現実に驚いた
- 部落差別があるという実感が持てない。なぜ差別されるのか分からない

→基礎知識のない人がネットの悪質な情報に触れたら…

差別を拡散するネット

- ▶ ネットで同和地区の地名がさらされている。地図を表示するサイトもある。
- ▶ YouTubeに「ルポ」と称する動画、「部落差別解消」「学術・研究」を標榜する動画がある。実態は同和地区を暴く内容。動画を公開している神奈川県人権啓発センターは、部落地名調査本を出版しようとした示現社と同じ。鳥取ループは主宰者。
- ▶ ネットには部落差別に関する誤った情報、うそ、フェイクニュースがあふれている。誰もが手軽にアクセスできるYahoo!知恵袋、Googlemap、YouTubeなどが差別を拡散するツールになっている。

→部落差別に無知、無関心な人が誤った認識、偏見を持つきっかけになる

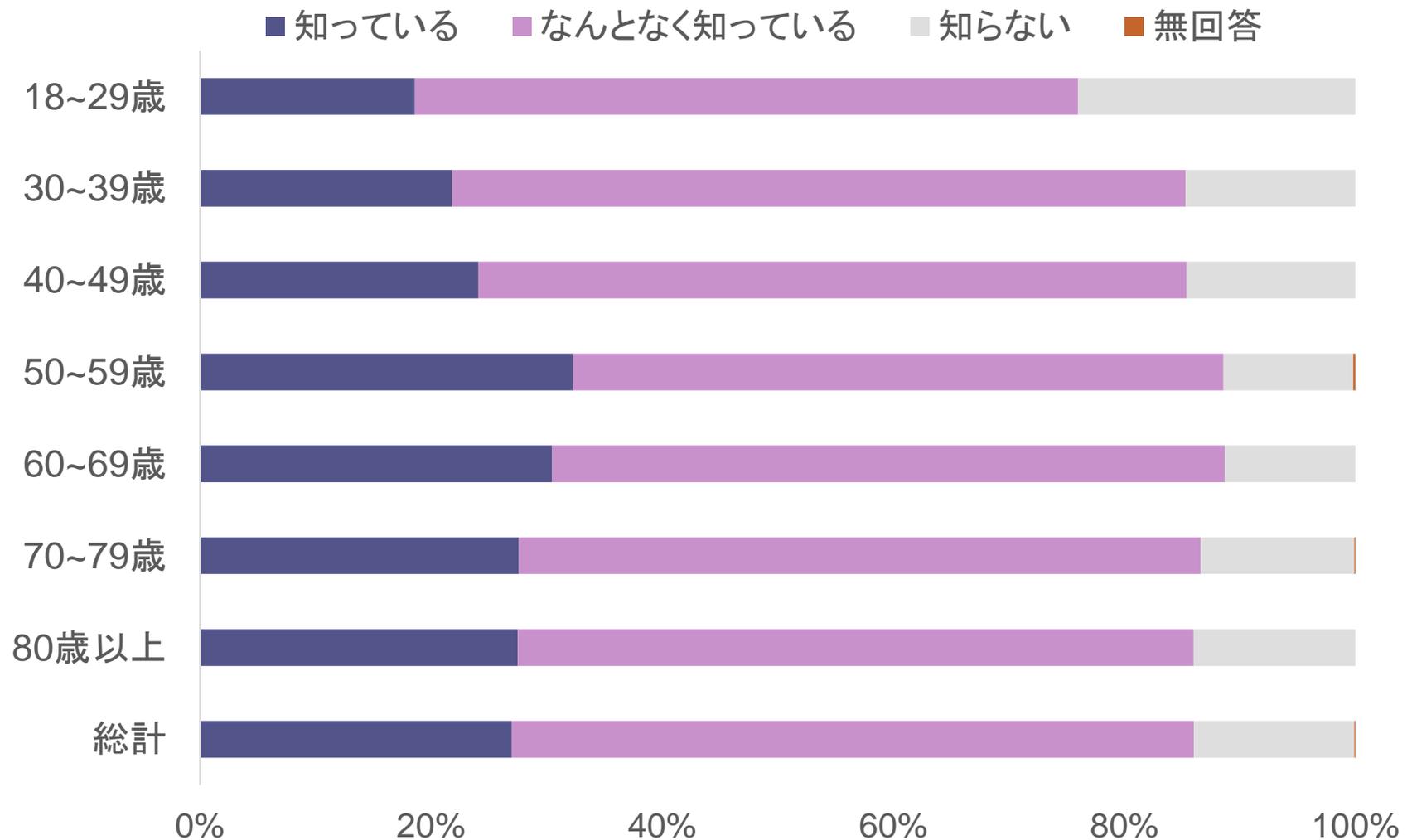
- ▶ 九州の高校生がネットの「復刻・全国部落調査」のデータを使って製本し、ネットフリーマーケットで販売していた(2019年に発覚)。
- ▶ 差別情報に対し、行政や民間団体がサイト管理者に削除を要請しているが、件数が多すぎて削除が追いつかない。

部落差別解消推進法とは

- 2016年12月施行、「部落差別」の言葉が入った初めての法律
- 制定の背景
 - ・ ネットを使った差別の拡散、悪質な情報の流布
 - ・ なくなるしない差別事件（全国部落調査の復刻など）
 - ・ 部落差別に対する認識不足、無関心の広がり
- 第1条 「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の推進に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め…」（以下略）
- 国と地方自治体の責務を規定
 - ① 部落差別の解消に関する施策を講じる
 - ② 相談体制を充実させる
 - ③ 必要な教育、啓発を行う
 - ④ 部落差別に関する調査を行う
- 部落差別の実態調査が課題（対策や啓発の基になる）

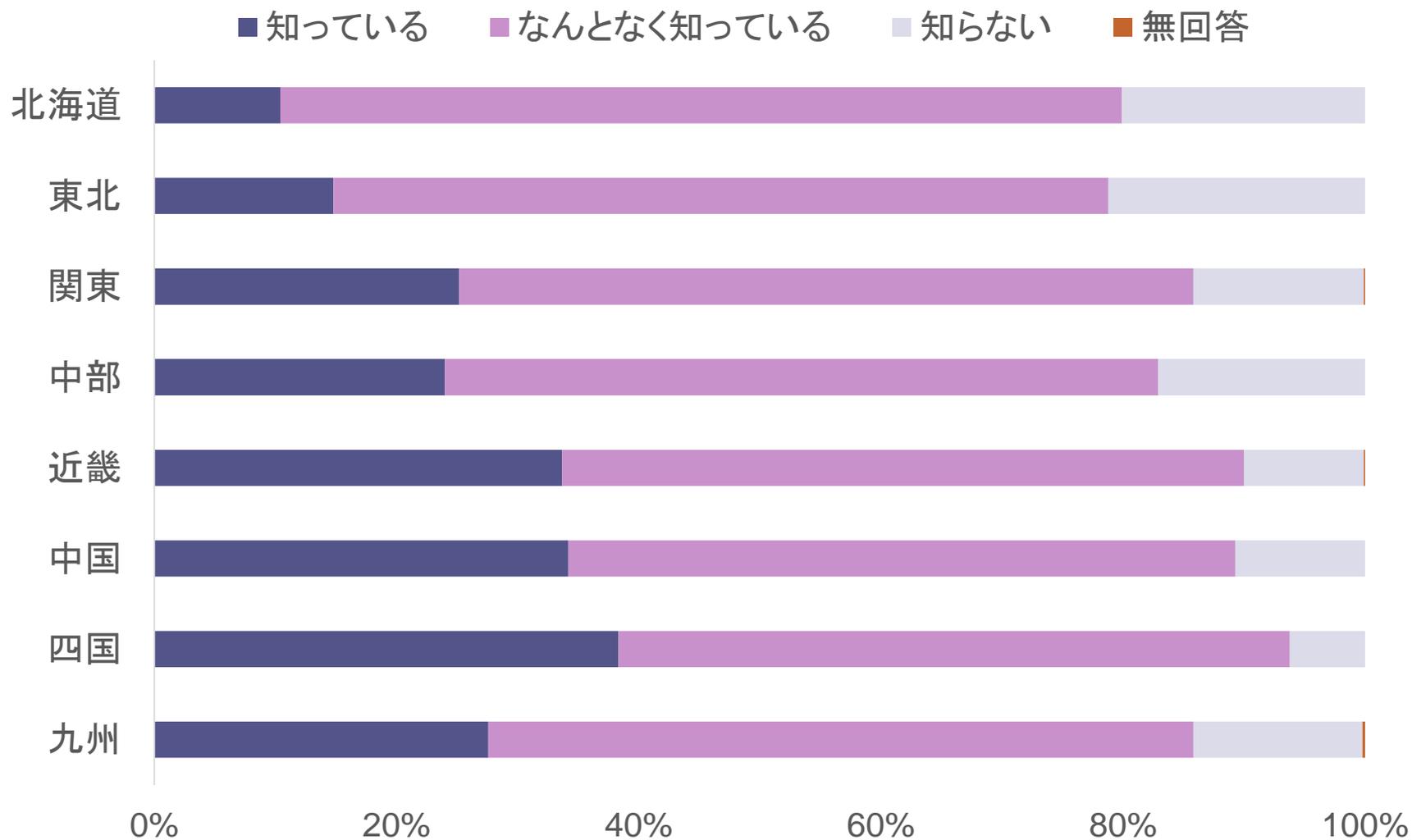
法務省の部落差別実態調査(2020年)から①

部落差別(同和問題)の理解度



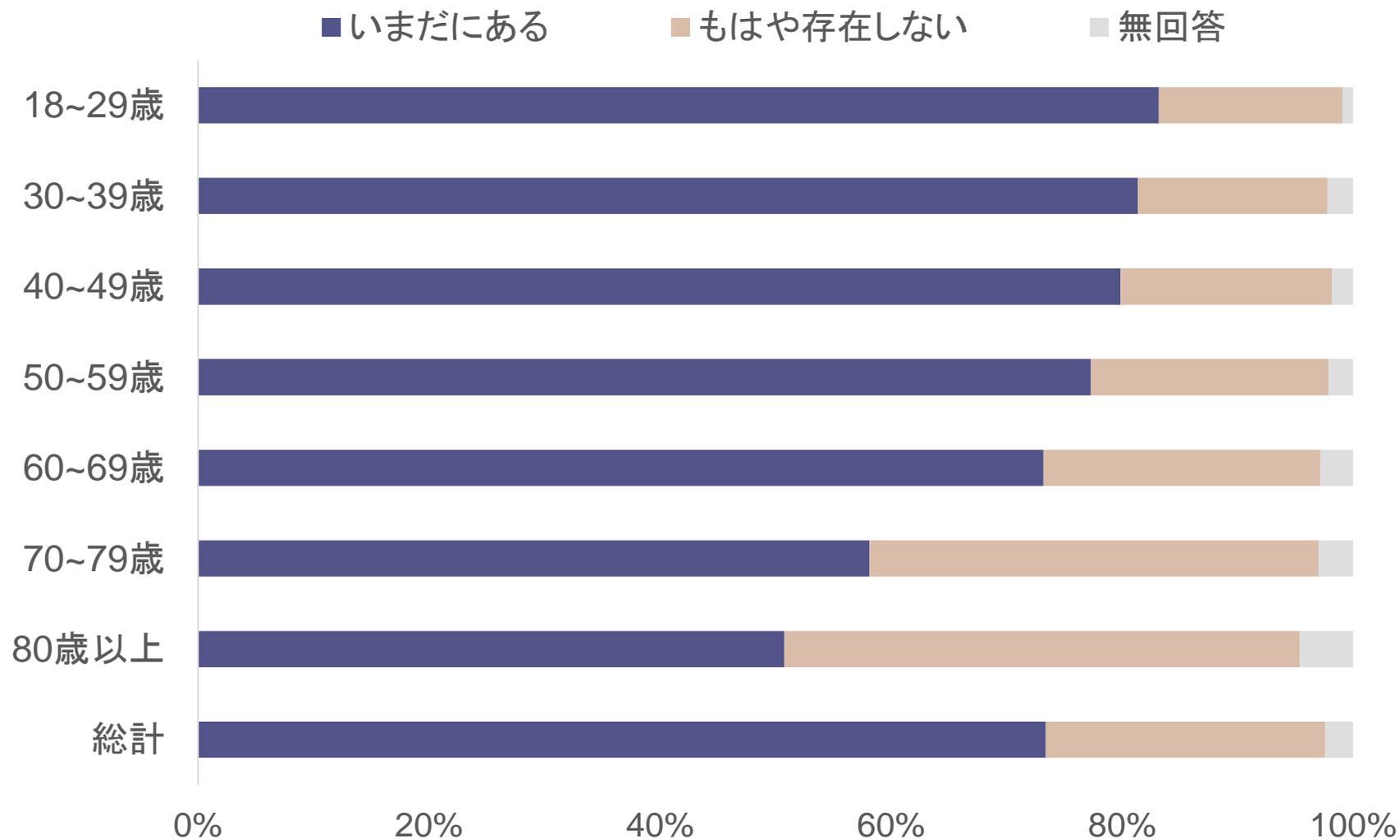
法務省の部落差別実態調査から②

部落差別(同和問題)の理解度



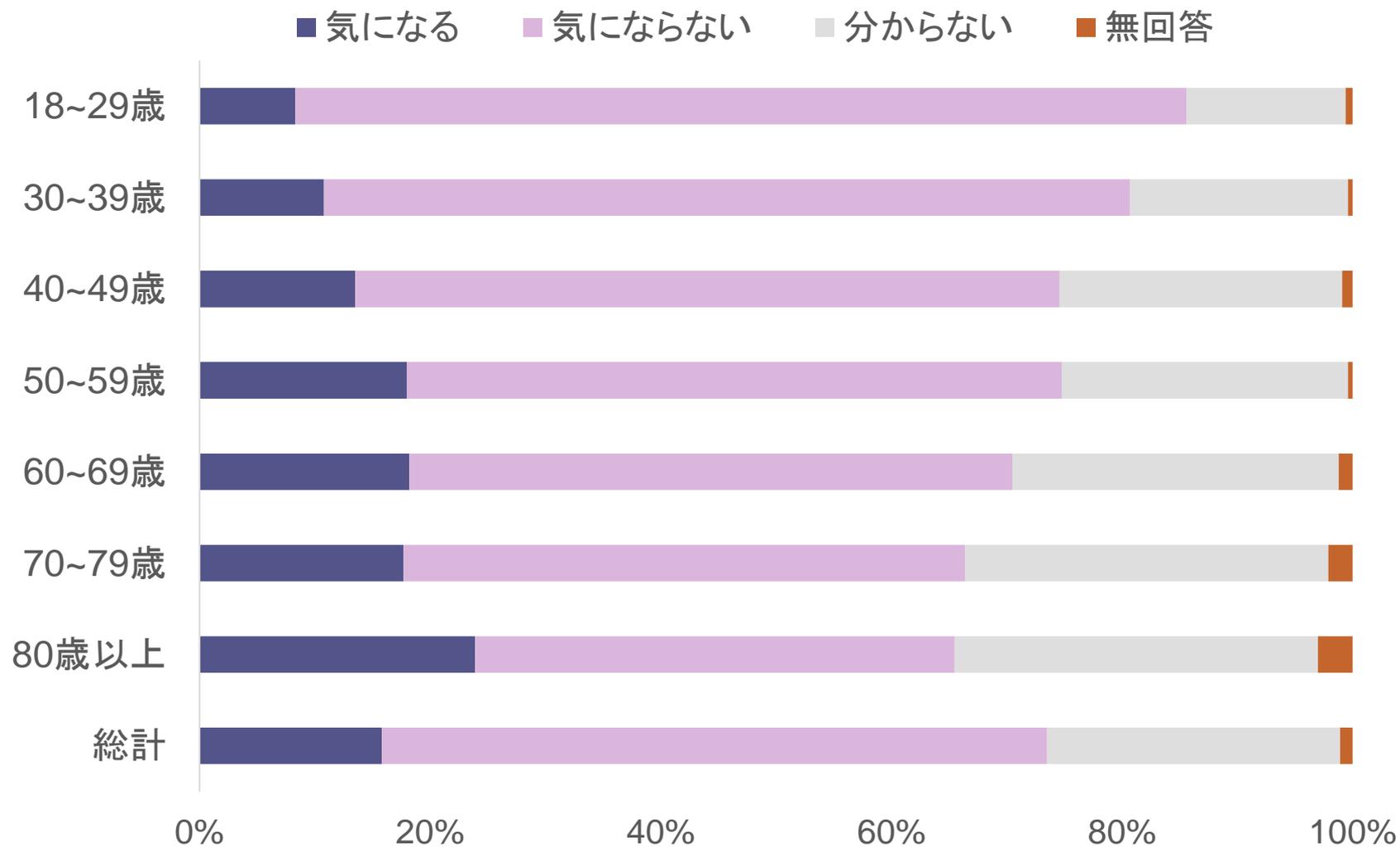
法務省の部落差別実態調査から③

部落差別(同和問題)の現状



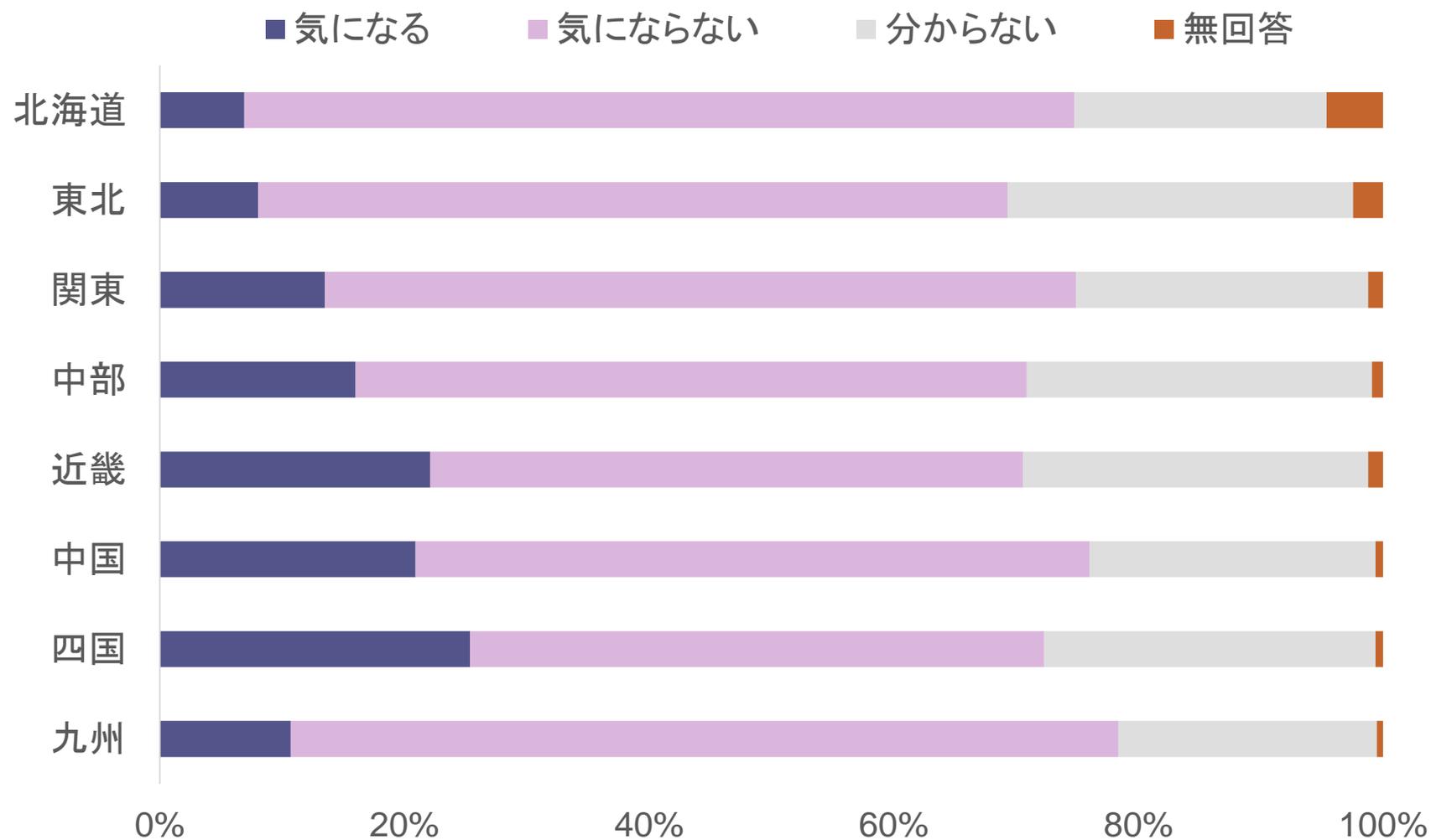
法務省の部落差別実態調査から④

旧同和地区出身を気にするかどうか(交際相手・結婚相手)



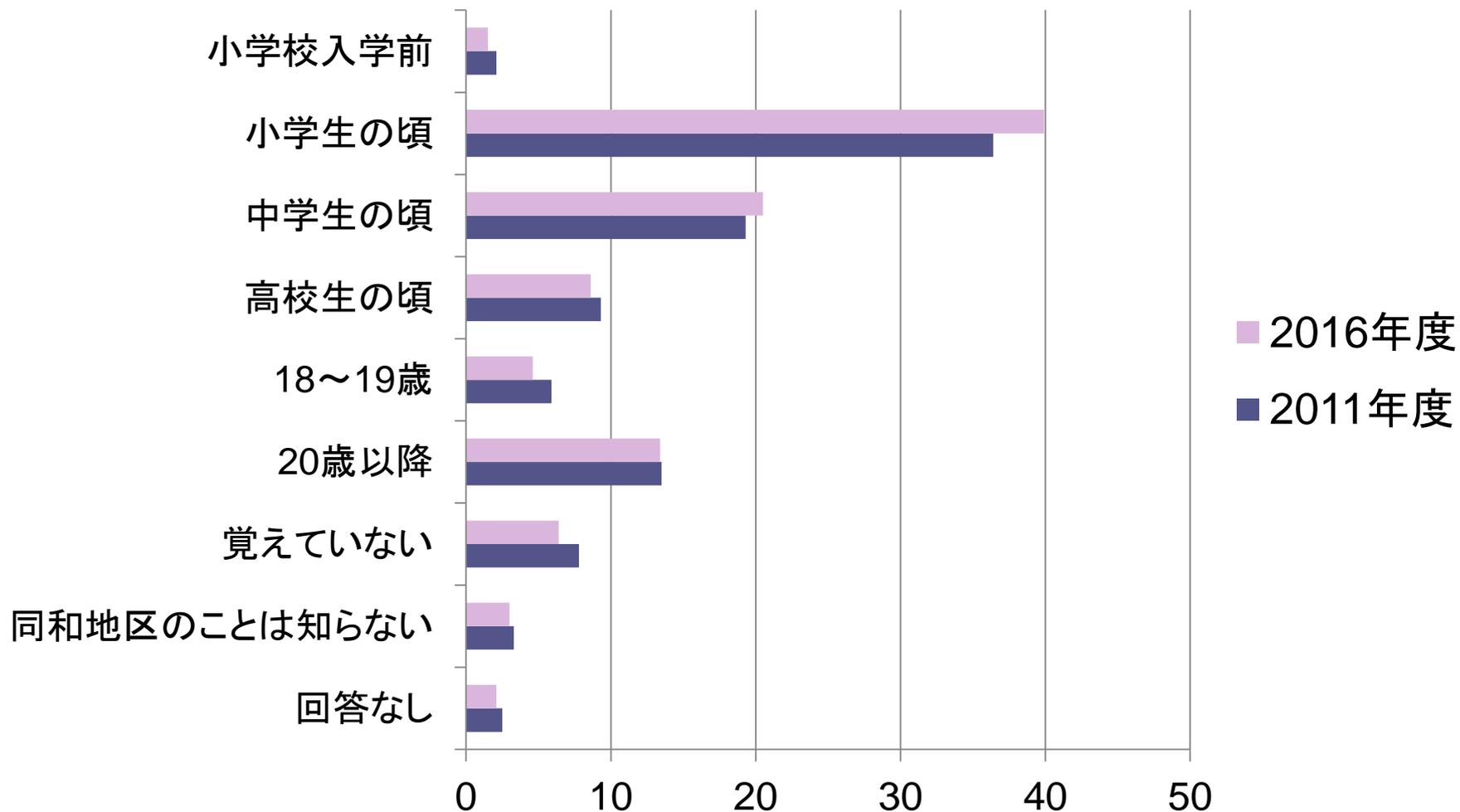
法務省の部落差別実態調査から⑤

旧同和地区出身者を気にするかどうか(交際相手・結婚相手)



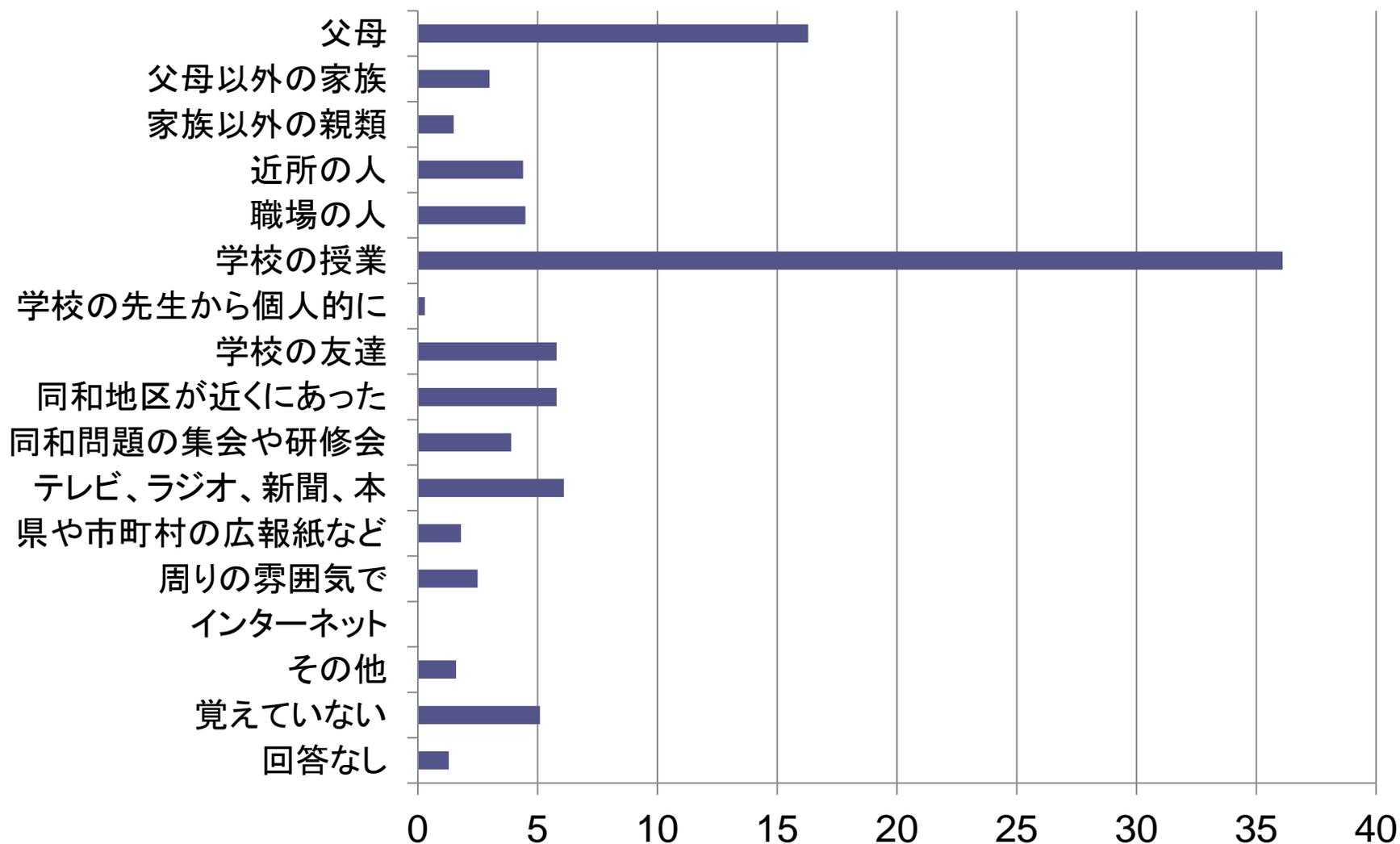
人権問題に関する福岡県民意識調査(2016年)から①

被差別部落や同和地区と呼ばれ、差別を受けている地区があることを初めて知ったのはいつ頃ですか(%)



福岡県民意識調査から②

同和地区があることを初めて知ったのは何によってですか(%)



福岡県の同和教育の成り立ち①

- ▶ 1956（昭和31）年9月の福岡市長選挙で、当選した候補者の陣営が、対立候補が被差別部落出身であることをビラや立て看板で喧伝した。選挙結果は事前の予測よりも大差がついた。
- ▶ 有識者でつくる「福岡市人権擁護民主協議会」は市長に公開質問状を提出。「身分的な差別言辞がほとんど公然と市民の間に流布された。人権上の一大不祥事である」と指摘した。
- ▶ 市議会で追及された市長は「そういうことはいささかでもあってはならない」「間違った観念を排除していきたい」と表明。
- ▶ 教育長は学校長を集めた会議で「福岡市の教職員は新しい十字架を担うに至った」と発言した。
- ▶ だが、具体的な対策は教育現場に反映されなかった。

福岡県の同和教育の成り立ち ②

- ▶ 当時、福岡市の小学校教諭だった林力さんは福岡市長選挙差別事件にショックを受け「部落差別を教育の課題にしよう」と一念発起。市長選の翌年の57年、仲間の教師と3人で福岡市同和教育研究会を結成した。
- ▶ 61年、福岡県同和教育研究協議会発足。林さんが初代会長に就任。以後、87年まで26年間会長を務める。全国同和教育研究協議会副委員長なども歴任。

1957年 福岡市同和教育研究会発足

59年 福岡県教育委員会が同和教育の推進を決定

61年 福岡県同和教育研究協議会発足

65年 政府の同和対策審議会答申

70年 福岡県教育委員会が同和教育の基本方針策定

林力さんの言葉から①

- ▶ 「私たちも実践しよう。と、旗を立てたはいいが、何をすればよいか分からない。周りに先達はいませんし、今のように同和教育の指針も手引書ありません。できることは、ムラと呼んでいた同和地区へ足を運ぶことでした」
 - ・ 同和教育の先達がいなかったなので、とにかく現場へ足を運んだ。「ムラ」の人たちと対話を重ね、差別の現実を知った（識字学級の広がり）
 - ・ 学校教育が部落差別にいかにも無頓着であったかを思い知らされる

- ▶ 「同和教育に関わって一番変わったのは、子どもたちを見る目です。差別の現実に深く学ぶことによって、教師が変わる」
- ▶ 「結果的に、私は大変な差別者でした。子どもの生活の現実を知らず、教師が思いを貫こうとするとき、図らずも、子どもを傷つけることがある」
 - ・ 子どもを教室の言動だけで評価、判断しない
 - ・ 林さん自身が「差別者」であったことに気付く

林力さんの言葉から②

- 〈差別は部落の人の命さえ奪います。事件ばかりに目を向けずに、差別になっている事実に向けるのです〉
- 〈差別をしようと思って差別する教師はいません。でも、部落の子どもや親から見れば、教育の実践が差別になっていることがあるのです。差別をしている、していない、ではない。差別になっていることが問題なのです〉
 - ・ 林さんが谷内照義さん（元全国同和教育研究協議会委員長）から受けた教え
 - ・ 教師は自分自身の内面に向き合わなければならない
- 「最近是指導の手引や副教材という便利なものがあります。安易に頼っていないでしょうか。教師が多忙になり、私たちのように同和地区へ行き、出会い、学ぶ機会が少ないようです。大事なのは、その実践を通して教師が変わることでした。教師が変われば、教育の質が変わります」
 - ・ 最近是指導指針や手引書、さまざまな副教材が整っているので、教師は差別の現実を知らなくても授業ができる。本を読ませ、ビデオを見せて、感想を書かせるだけの授業で、子どもの心を動かすことができるだろうか
 - ・ 同和教育（人権教育）を通して、教師自身が変わらなければならない

先人の実践から何を学ぶか

- ▶ 初期の同和教育は、文部省（現文部科学省）や教育委員会主導ではなく、問題意識を持つ教員有志の手で築かれた。指導書はなく、助言する先輩もいない。部落に通い、子どもと親の生活状況、差別の実態、学校教育の問題点を肌で感じながら教育を創造した。差別の現実によく学ぶことが同和教育の原点だった。
- ▶ 現在はさまざまな副読本や資料映像があり、それを使えば授業の体裁は整う。子どもにビデオを見せて、感想文を書かせるだけの人権教育になっていないか。
- ▶ 林力さんは自身の足跡を振り返り、こう語る。「差別の歴史を教え、差別をしてはいけません、と言うだけが同和教育ではない。教師の子どもを見る目が変わる。それによって教育が変わる。それが、私たちが目指した同和教育だ」
- ▶ 2016年施行の部落差別解消推進法は、国や地方自治体の責務に教育や啓発を挙げている。改めて教育が問われる時期だからこそ、先人の実践に学びたい。

大坂なおみ選手の言葉から

「私は、アスリートである前に黒人女性です。今は私のテニスを見てもらうよりも、一人の黒人女性としてすぐに対処しなければならない、より重要な問題があるように感じます」



(2020年全米オープン)

「自分自身に何も起きていないからといって、何も起きていないというわけではありません」